

町田市都市計画審議会 案件資料
(第 2 4 2 回 事前審議・第 2 4 3 回 議案審議)

町田都市計画生産緑地地区の変更について
(町田市決定)

2025年度生産緑地地区 変更内容内訳表

削除の内容内訳

		件数に関すること			面積に関すること			備考
		全部削除 件数	一部削除 件数	件数合計	全部削除 面積(ha)	一部削除 面積(ha)	面積合計 (ha)	
公共事業		1	2	3	0.058	0.184	0.242	
買取申出	(死亡)	9	5	14	1.288	0.906	2.194	
	(故障)	3	2	5	0.660	0.061	0.721	
	(旧法)	0	0	0	0	0	0	
	(30年経過)	3	6	9	0.334	0.210	0.544	
	小計	15	13	28	2.282	1.177	3.459	
その他(面積要件欠如)		1	0	1	0.057	0.000	0.057	
合計		17	15	32	2.397	1.361	3.758	

追加の内容内訳

		件数に関すること			面積に関すること			備考
		全部追加 件数	一部追加 件数	追加申請 件数合計	全部追加 面積(ha)	一部追加 面積(ha)	面積合計 (ha)	
追加		0	1	1	0	0.010	0.010	

	削除に伴う減	統合に伴う減	減合計	追加に伴う増	分割に伴う増	増合計
地区数の増減	17	1	18	0	0	0

2025年度生産緑地地区 変更概要

	件数	面積 (ha)	備考
2024年度 (令和6年度) 告示	937	183.97	
削除	18	3.758	<ul style="list-style-type: none"> ・件数は、一団の生産緑地地区の全てが削除になる場合と、地区の統合による削除を表示する。(一部の削除については、件数には含まない) ・面積は、地区の一部削除を合わせて表示する。
追加	0	0.010	<ul style="list-style-type: none"> ・件数は、追加申請で新たな一団となる地区と、削除等により一団から分割された地区を表示する。(既存の一団に追加するものについては、件数には含まない) ・面積は、追加申請のみの面積を表示する。
精査	—	0.027	計画書に10㎡単位で表示するために数値を四捨五入することや、精査による面積の増減を表示する。
2025年度 (令和7年度) 告示予定	919	180.25	前年比 △18件 △3.72ha

町田都市計画生産緑地地区変更内訳

年度	全 体		削 除		追 加			
	件 数	面積(ha)	件 数	面積(ha)	件 数	面積(ha)		
2016年度告示 (2017. 1. 1)	1066	225.866	公共施設等の設置	15	1.735	新規指定	5	0.396
			買取申出	32	4.935	2ア	2	0.245
			死亡	15	1.912	2イ	0	0.000
			故障	16	2.716	3	3	0.151
			旧法	1	0.307	区画整理	0	0.000
			その他	0	0.000	合計	5	0.396
前年比	-13	-6.276	合計	47	6.670	精査	△ 0.002	
2017年度告示 (2018. 1. 1)	1049	221.404	公共施設等の設置	7	0.567	新規指定	4	0.202
			買取申出	33	4.156	2ア	1	0.087
			死亡	24	3.053	2イ	0	0.000
			故障	9	1.103	3	3	0.115
			旧法	0	0.000	区画整理	0	0.000
			その他	0	0.000	合計	4	0.202
前年比	-17	-4.462	合計	40	4.723	精査	0.059	
2018年度告示 (2019. 1. 1)	1042	217.311	公共施設等の設置	6	0.589	新規指定	31	1.614
			買取申出	36	5.071	2ア	17	1.135
			死亡	26	3.720	2イ	1	0.033
			故障	8	1.026	3	13	0.446
			旧法	2	0.325	区画整理	0	0.000
			その他	2	0.032	合計	31	1.614
前年比	-7	-4.093	合計	42	5.692	精査	△ 0.015	
2019年度告示 (2020. 1. 1)	1023	212.684	公共施設等の設置	3	0.260	新規指定	19	1.304
			買取申出	39	5.763	2ア	16	1.245
			死亡	27	4.004	2イ	0	0.000
			故障	11	1.616	3	3	0.059
			旧法	1	0.143	区画整理	0	0.000
			その他	0	0.000	合計	19	1.304
前年比	-19	-4.627	合計	42	6.023	精査	0.092	
2020年度告示 (2021. 1. 1)	1012	208.331	公共施設等の設置	4	0.136	新規指定	20	1.227
			買取申出	39	5.741	2ア	18	1.182
			死亡	19	2.155	2イ	0	0.000
			故障	19	2.717	3	2	0.045
			旧法	1	0.869	区画整理	0	0.000
			その他	1	0.003	合計	20	1.227
前年比	-11	-4.353	合計	43	5.880	精査	0.300	
2021年度告示 (2022. 1. 1)	995	203.036	公共施設等の設置	5	0.862	新規指定	9	0.438
			買取申出	32	4.907	2ア	6	0.411
			死亡	18	2.646	2イ	0	0.000
			故障	13	2.195	3	3	0.027
			旧法	1	0.066	区画整理	0	0.000
			その他	0	0.000	合計	9	0.438
前年比	-17	-5.295	合計	37	5.769	精査	0.036	
2022年度告示 (2023. 1. 1)	977	197.915	公共施設等の設置	1	0.046	新規指定	11	0.534
			買取申出	38	5.638	2ア	2	0.093
			死亡	29	4.168	2イ	0	0.000
			故障	8	0.761	3	9	0.441
			旧法	1	0.709	区画整理	0	0.000
			その他	0	0.000	合計	11	0.534
前年比	-18	-5.121	合計	39	5.684	精査	0.029	
2023年度告示 (2024. 1. 1)	952	189.167	公共施設等の設置	7	1.848	新規指定	8	0.419
			買取申出	66	7.188	2ア	2	0.145
			死亡	37	4.524	2イ	0	0.000
			故障	3	0.241	3	6	0.274
			旧法	0	0.000	区画整理	0	0.000
			30年経過	26	2.423	合計	8	0.419
前年比	-25	-8.748	合計	73	9.036	精査	-0.131	
2024年度告示 (2025. 1. 1)	937	183.966	公共施設等の設置	4	0.145	新規指定	3	0.177
			買取申出	45	5.295	2ア	1	0.066
			死亡	19	2.803	2イ	0	0.000
			故障	9	0.976	3	2	0.111
			旧法	1	0.130	区画整理	0	0.000
			30年経過	16	1.386	合計	3	0.177
前年比	-15	-5.201	合計	49	5.440	精査	0.062	
2025年度告示 (2026. 1. 1 予定)	919	180.245	公共施設等の設置	3	0.242	新規指定	1	0.010
			買取申出	28	3.459	2ア	0	0.000
			死亡	14	2.194	2イ	0	0.000
			故障	5	0.721	3	1	0.010
			旧法	0	0.000	区画整理	0	0.000
			30年経過	9	0.544	合計	1	0.010
前年比	-18	-3.721	合計	32	3.758	精査	0.027	

※新規追加の主な理由

- ・2ア 非常災害時の避難場所等として使用するための協力が得られるもの
- ・2イ 既存の公園緑地と一体となることにより良好な緑地を形成すると認められるもの又は緑地としての効果が街区公園と同程度に期待できるもの
- ・3 すでに指定をされた生産緑地地区が一体化、整形化され一団の優良農地の区域の形成が図れるもの、又は2ア、イに該当しない小規模農地であるもの

町田都市計画生産緑地地区変更内訳

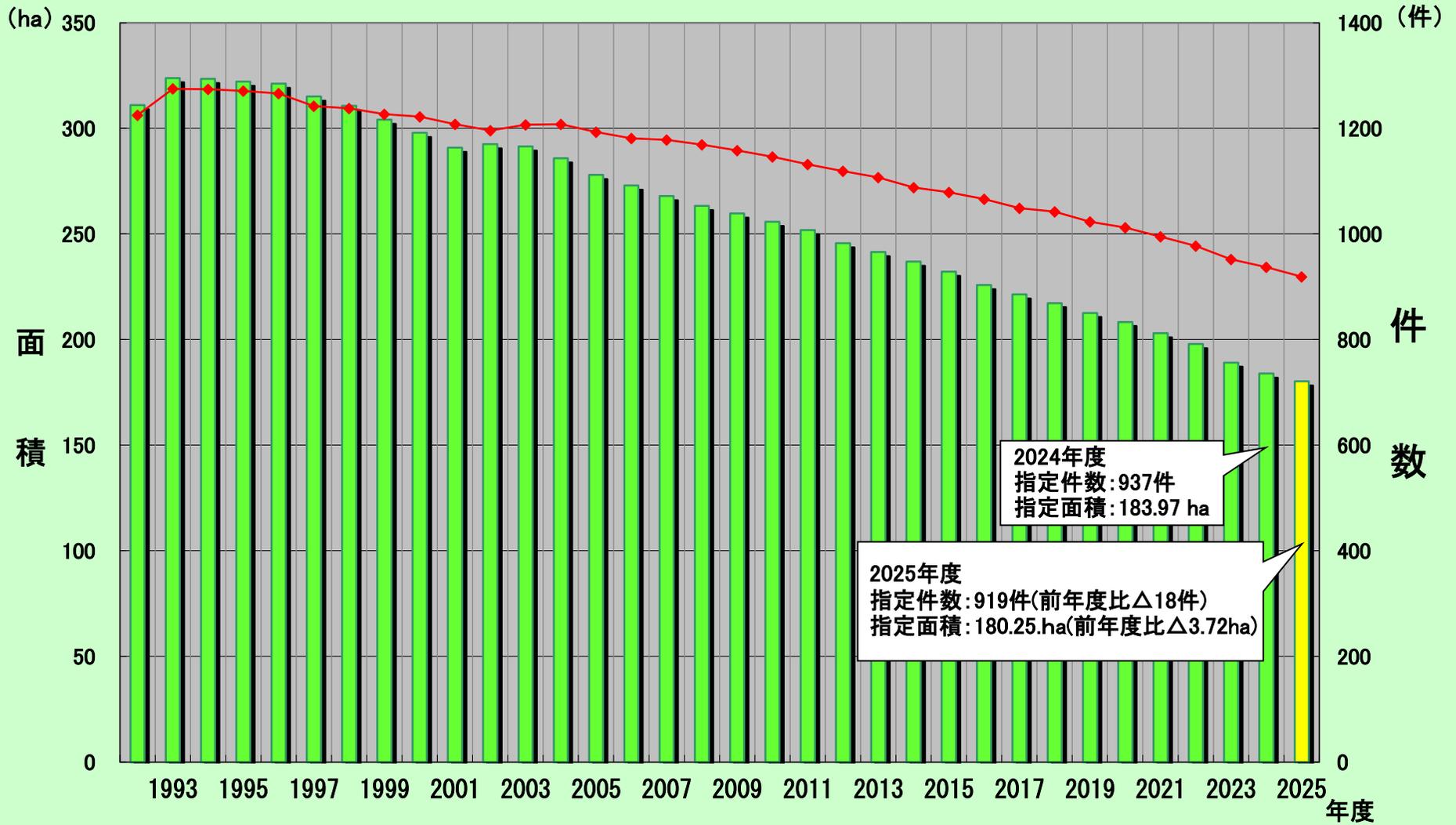
年度	全 体		削 除			追 加			
	件 数	面積(ha)	件 数		面積(ha)	件 数		面積(ha)	
2024年度告示 (2025. 1. 1)	937	183.966	公共施設等の設置	4	0.145	新規指定	3	0.177	
			買取申出	45	5.295	2ア	1	0.066	
			死亡	19	2.803		2イ	0	0.000
			故障	9	0.976		3	2	0.111
			旧法	1	0.130	区画整理	0	0.000	
			30年経過	16	1.386	合計	3	0.177	
前年比	-15	-5.201	その他	0	0.000	精査		0.062	
			合計	49	5.440				
2025年度告示 (2026. 1. 1 予定)	919	180.245	公共施設等の設置	3	0.242	新規指定	1	0.010	
			買取申出	28	3.459	2ア	0	0.000	
			死亡	14	2.194		2イ	0	0.000
			故障	5	0.721		3	1	0.010
			旧法	0	0.000	区画整理	0	0.000	
			30年経過	9	0.544	合計	1	0.010	
前年比	-18	-3.721	その他	1	0.057	精査		0.027	
			合計	32	3.758				

※新規追加の主な理由

- ・2ア 非常災害時の避難場所等として使用するための協力が得られるもの
- ・2イ 既存の公園緑地と一体となることにより良好な緑地を形成すると認められるもの又は緑地としての効果が街区公園と同程度に期待できるもの
- ・3 すでに指定をされた生産緑地地区が一体化、整形化され一団の優良農地の区域の形成が図れるもの、又は2ア、イに該当しない小規模農地であるもの

生産緑地地区の件数及び面積の推移

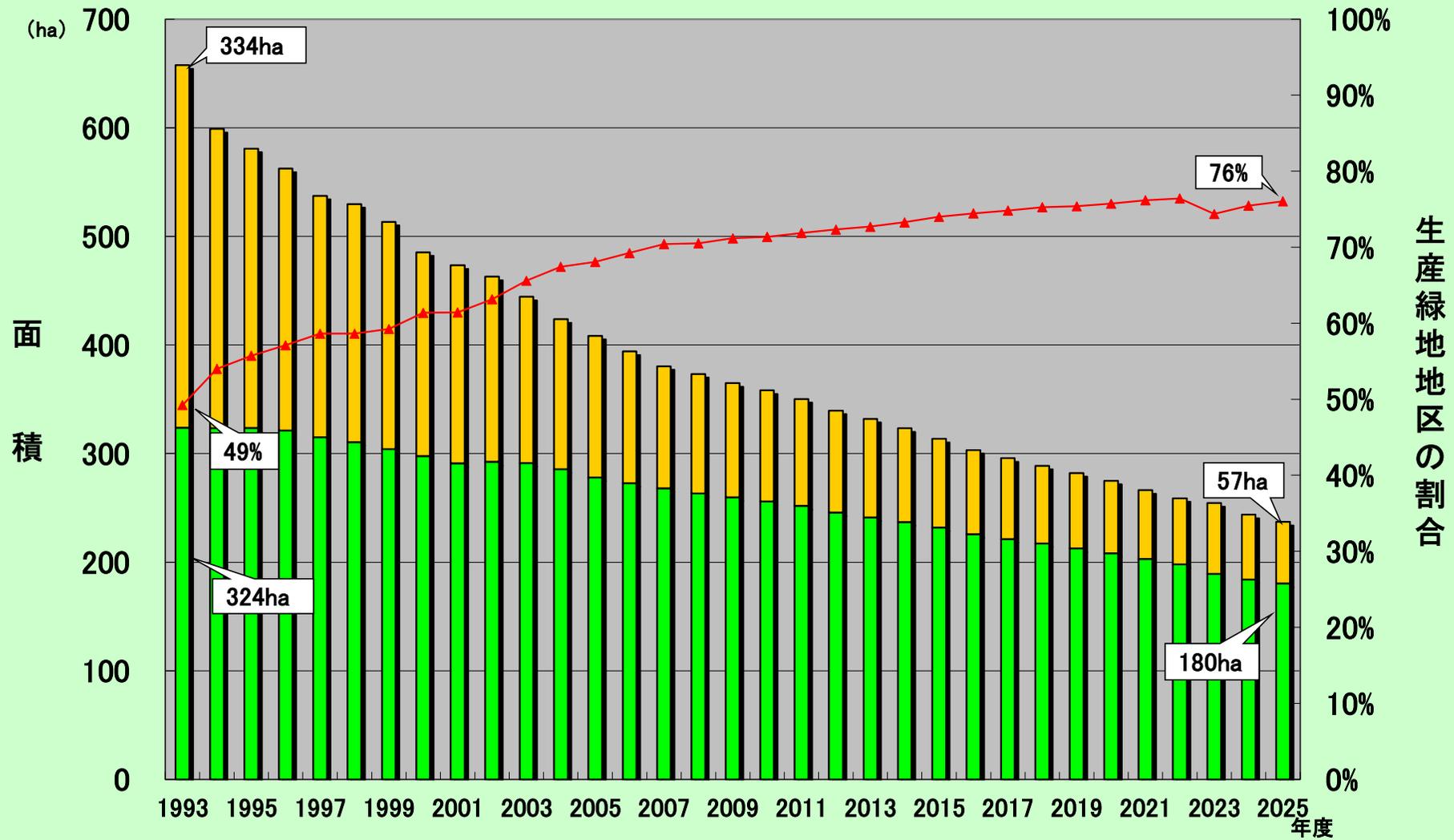
■ 面積(ha) ◆ 件数(件)



2024年度
 指定件数: 937件
 指定面積: 183.97 ha

2025年度
 指定件数: 919件(前年度比△18件)
 指定面積: 180.25ha(前年度比△3.72ha)

生産緑地地区の割合の推移



生産緑地地区の面積の推移と増減率

年度	生産緑地地区 以外の農地 A (ha)	対前年比		生産緑地地区 B (ha)	対前年比		市街化農地 A+B (ha)	対前年比		生産緑地 地区割合 (%)
		増減 (ha)	増減率		増減 (ha)	増減率		増減 (ha)	増減率	
1993 年度	333.9	—	—	323.8	—	—	657.7	—	—	49.2%
1994 年度	275.6	-58.3	-17.5%	323.4	-0.4	-0.1%	599.0	-58.7	-8.9%	54.0%
1995 年度	257.2	-18.4	-6.7%	323.7	0.3	0.1%	580.9	-18.1	-3.0%	55.7%
1996 年度	241.2	-16.0	-6.2%	321.2	-2.5	-0.8%	562.4	-18.5	-3.2%	57.1%
1997 年度	222.3	-18.9	-7.8%	315.1	-6.1	-1.9%	537.4	-25.0	-4.4%	58.6%
1998 年度	219.1	-3.2	-1.4%	310.6	-4.5	-1.4%	529.7	-7.7	-1.4%	58.6%
1999 年度	209.3	-9.8	-4.5%	304.1	-6.5	-2.1%	513.4	-16.3	-3.1%	59.2%
2000 年度	187.4	-21.9	-10.5%	297.9	-6.2	-2.0%	485.3	-28.1	-5.5%	61.4%
2001 年度	182.6	-4.8	-2.6%	290.9	-7.0	-2.3%	473.5	-11.8	-2.4%	61.4%
2002 年度	170.5	-12.1	-6.6%	292.5	1.6	0.6%	463.0	-10.5	-2.2%	63.2%
2003 年度	152.9	-17.6	-10.3%	291.4	-1.1	-0.4%	444.3	-18.7	-4.0%	65.6%
2004 年度	138.0	-14.9	-9.7%	285.8	-5.6	-1.9%	423.8	-20.5	-4.6%	67.4%
2005 年度	130.4	-7.6	-5.5%	278.0	-7.8	-2.7%	408.4	-15.4	-3.6%	68.1%
2006 年度	121.2	-9.2	-7.1%	272.9	-5.1	-1.8%	394.1	-14.3	-3.5%	69.2%
2007 年度	112.5	-8.7	-7.2%	268.0	-4.9	-1.8%	380.5	-13.6	-3.5%	70.4%
2008 年度	110.0	-2.5	-2.2%	263.3	-4.7	-1.8%	373.3	-7.2	-1.9%	70.5%
2009 年度	105.2	-4.8	-4.4%	259.7	-3.6	-1.4%	364.9	-8.4	-2.3%	71.2%
2010 年度	102.5	-2.7	-2.6%	255.8	-3.9	-1.5%	358.3	-6.6	-1.8%	71.4%
2011 年度	98.6	-3.9	-3.8%	251.8	-4.0	-1.6%	350.4	-7.9	-2.2%	71.9%
2012 年度	93.9	-4.7	-4.8%	245.7	-6.1	-2.4%	339.6	-10.8	-3.1%	72.3%
2013 年度	90.6	-3.3	-3.5%	241.4	-4.3	-1.8%	332.0	-7.6	-2.2%	72.7%
2014 年度	86.4	-4.2	-4.6%	236.9	-4.5	-1.9%	323.3	-8.7	-2.6%	73.3%
2015 年度	81.5	-4.9	-5.7%	232.1	-4.8	-2.0%	313.6	-9.7	-3.0%	74.0%
2016 年度	77.5	-4.1	-5.0%	225.9	-6.3	-2.7%	303.3	-10.3	-3.3%	74.5%
2017 年度	74.4	-3.1	-3.9%	221.4	-4.5	-2.0%	295.8	-7.5	-2.5%	74.8%
2018 年度	71.4	-3.0	-4.0%	217.3	-4.1	-1.9%	288.7	-7.1	-2.4%	75.3%
2019 年度	69.4	-2.0	-2.8%	212.7	-4.6	-2.1%	282.1	-6.6	-2.3%	75.4%
2020 年度	66.7	-2.7	-3.9%	208.3	-4.4	-2.1%	275.0	-7.1	-2.5%	75.7%
2021 年度	63.4	-3.3	-4.9%	203.0	-5.3	-2.5%	266.4	-8.6	-3.1%	76.2%
2022 年度	61.0	-2.4	-3.8%	197.9	-5.1	-2.5%	258.9	-7.5	-2.8%	76.4%
2023 年度	65.2	4.2	6.9%	189.2	-8.7	-4.4%	254.4	-4.5	-1.7%	74.4%
2024 年度	59.8	-5.4	-8.3%	184.0	-5.2	-2.7%	243.8	-10.6	-4.2%	75.5%
2025 年度	56.8	-3.0	-5.0%	180.3	-3.7	-2.0%	237.1	-6.7	-2.7%	76.0%

町田都市計画生産緑地地区の変更(町田市決定)

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

第1 種類及び面積

種類	面積
生産緑地地区	約 180.25 ha

第2 削除のみを行う位置および区域

名称		位置	削除面積	備考
番号	地区名			
4	相原町	町田市相原町字大戸地内	約 1,430 m ²	地区の全部
59	小山ヶ丘六丁目	町田市小山ヶ丘六丁目地内	590	地区の全部
227	小山町	町田市小山町字六号地内	1,070	地区の一部
253	上小山田町	町田市上小山田町地内	1,890	地区の一部
295	下小山田町	町田市下小山田町字宮ノ前地内	290	地区の一部
303	下小山田町	町田市下小山田町字向台地内	1,760	地区の一部
363	函師町	町田市函師町字二号地内	380	地区の一部
421	野津田町	町田市野津田町字丸山地内	4,470	地区の一部
424	小野路町	町田市小野路町字堂谷地内	2,960	地区の全部
444	野津田町	町田市野津田町字中村地内	190	地区の一部
447	野津田町	町田市野津田町字本村地内	570	地区の全部
455	野津田町	町田市野津田町字田中前地内	580	地区の全部
591	木曾西三丁目	町田市木曾西三丁目地内	750	地区の全部
654	木曾西三丁目	町田市木曾西三丁目地内	730	地区の全部
748	金井五丁目	町田市金井五丁目地内	790	地区の全部
756	金井八丁目	町田市金井八丁目地内	80	地区の一部
800	三輪町	町田市三輪町字十九号地内	30	地区の一部
805	三輪町	町田市三輪町字六号地内	330	地区の一部
851	本町田	町田市本町田字九号・字十号・字十七号地内	2,390	地区の全部
901	森野四丁目	町田市森野四丁目地内	760	地区の全部
955	南大谷一丁目	町田市南大谷一丁目地内	940	地区の全部

名 称		位 置	削除面積	備 考
番号	地区名			
1058	南成瀬二丁目	町田市南成瀬二丁目地内	約 3,640 m ²	地区の全部
1069	金森東二丁目	町田市金森東二丁目地内	1,440	地区の一部
1090	成瀬六丁目	町田市成瀬六丁目地内	280	地区の一部
1096	南成瀬八丁目	町田市南成瀬八丁目地内	180	地区の一部
1233	鶴間三丁目	町田市鶴間三丁目地内	1,760	地区の全部
1237	鶴間七丁目	町田市鶴間七丁目地内	1,440	地区の全部
1279	忠生三丁目	町田市忠生三丁目地内	570	地区の全部
1345	下小山田町	町田市下小山田町字熊ノ堂地内	1,100	地区の全部
1450	相原町	町田市相原町字大戸地内	2,950	地区の全部
1457	金森六丁目	町田市金森六丁目地内	120	地区の一部
1494	相原町	町田市相原町字大戸地内	1,120	地区の全部
計	32 件		約 37,580 m ²	

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

1. 公共施設等の用地又は買取り申出にともなう行為の制限解除により、生産緑地の機能を維持することが困難となった生産緑地地区の一部を削除する。

第3 追加のみを行う位置および区域

名 称		位 置	追加面積	備 考
番 号	地 区 名			
1500	大蔵町	町田市大蔵町字東方地内	約 100 m ²	地区の一部
計	1 件		約 100 m ²	

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

1. 農林業との調整を図り、良好な都市環境の形成に資するため、市街化区域内において適正に管理されている農地等を追加する。

新 旧 対 照 表

番号	変更前	位 置	変 更 内 訳		変更後	摘 要
	面 積		削 除	追 加	面 積	
4	1,350	町田市相原町字大戸地内	1,430		0	全部削除 精査増80㎡
59	590	町田市小山ヶ丘六丁目地内	590		0	全部削除
227	1,490	町田市小山町字六号地内	1,070		420	一部削除
253	4,430	町田市上小山田町地内	1,890		2,540	一部削除
283	1,340	町田市下小山田町字熊ノ堂地内			1,580	地区番号1345より 240㎡分割
287	2,940	町田市下小山田町字竹ノ内地内			3,020	精査増80㎡
295	3,950	町田市下小山田町字宮ノ前地内	290		3,670	一部削除 精査増10㎡
303	3,270	町田市下小山田町字向台地内	1,760		1,510	一部削除
363	4,200	町田市図師町字二号地内	380		3,850	一部削除 精査増30㎡
421	32,670	町田市野津田町字丸山地内	4,470		28,200	一部削除
424	2,960	町田市小野路町字堂谷地内	2,960		0	全部削除
444	3,210	町田市野津田町字中村地内	190		3,020	一部削除
447	570	町田市野津田町字本村地内	570		0	全部削除
455	580	町田市野津田町字田中前地内	580		0	全部削除
591	750	町田市木曾西三丁目地内	750		0	全部削除
654	730	町田市木曾西三丁目地内	730		0	全部削除
748	790	町田市金井五丁目地内	790		0	全部削除
756	1,380	町田市金井八丁目地内	80		1,300	一部削除
800	550	町田市三輪町字十九号地内	30		540	一部削除 精査増20㎡
805	800	町田市三輪町字六号地内	330		420	一部削除 精査減50㎡
851	2,390	町田市本町田字九号・字十号・字十七号地内	2,390		0	全部削除
882	6,140	町田市本町田字六号地内			6,170	精査増30㎡
901	760	町田市森野四丁目地内	760		0	全部削除
955	940	町田市南大谷一丁目地内	940		0	全部削除
1030	4,370	町田市高ヶ坂六丁目地内			4,400	精査増30㎡
1058	3,640	町田市南成瀬二丁目地内	3,640		0	全部削除
1069	16,040	町田市金森東二丁目地内	1,440		14,600	一部削除
1090	580	町田市成瀬六丁目地内	280		300	一部削除
1096	620	町田市南成瀬八丁目地内	180		430	一部削除 精査減10㎡
1233	1,760	町田市鶴間三丁目地内	1,760		0	全部削除
1237	1,440	町田市鶴間七丁目地内	1,440		0	全部削除
1279	570	町田市忠生三丁目地内	570		0	全部削除
1345	1,340	町田市下小山田町字熊ノ堂地内	1,100		0	全部削除 地区番号283へ 240㎡分割
1450	2,950	町田市相原町字大戸地内	2,950		0	全部削除
1457	11,820	町田市金森六丁目地内	120		11,700	一部削除
1494	1,070	町田市相原町字大戸地内	1,120		0	全部削除 精査増50㎡
1500	760	町田市大蔵町字東方地内		100	860	一部追加
変更 のない 地区	計 900 件 1713920 ㎡				計 900 件 1713920 ㎡	みなし 計 93,700 ㎡
計	937 件 1,839,660 ㎡				919 件 1,802,450 ㎡	みなし 計 93,700 ㎡ 精査 270 ㎡ → 180.25 ha

○町田都市計画生産緑地地区の指定に関する要領

平成19年3月1日施行
都市づくり部土地利用調整課
改正2015年1月1日
改正2018年4月1日
改正2020年3月1日

第1 趣旨

この要領は、都市農地等を計画的かつ永続的に保全し、良好な都市環境の形成に資するため、生産緑地法（昭和49年法律第68号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づく生産緑地地区の指定に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要領において使用する用語は、法及び都市計画法（昭和43年法律第100号）において使用する用語の例による。なお、農地等とは、登記地目及び課税地目並びに現況が田、畑であるものを指す。

第3 指定要件

生産緑地地区に指定できる農地等は、次の各号のいずれにも該当する一団のもの区域（一体的な地形的まとまりを有している区域をいう。）とする。この場合において、道路、水路等が介在しているときは、小規模農地（単独で生産緑地地区として成立できない規模の農地をいう。）に該当する場合を除き、当該道路、水路等の幅員が6メートル以下であるときに限る。

(1) 市街化区域内にあること

(2) 公害又は災害の防止、農業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているものとして、次に掲げる条件のいずれかに該当すること。

ア 非常災害時の避難場所等として使用するための協力が得られるもの（災害対策の観点から効果の期待できるもの）

イ 既存の緑地（都市緑地又は特別緑地保全地区をいう。）若しくは公園と一体となることにより、良好な緑地を形成すると認められるもの又は緑地としての効果が街区公園（都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第2条第1項第1号の都市公園をいう。）と同程度に期待できるもので、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条の道路に同法第43条第1項の例により接しているもの。

ウ 小規模農地に該当するもの

(3) 面積が300平方メートル以上の規模の区域（登記簿上の地積。ただし、実測地積が分かる場合はそれによる）であること。ただし、小規模農地で一団としての面積が300平方メートル以上の規模の区域となる場合、個々の農地等の面積が100平方メートル以上であること。なお、指定は筆単位とする。

(4) 小規模農地で次の土地の利用に供する場合、個々の農地等の面積が120平方メートル以上であること。

ア 法第8条第2項各号に該当する建築物を建築するとき

イ 第一種低層住居専用地域または第二種低層住居専用地域に存する農地のうち、平成16年6月24日以降に分筆または合筆をしたもの

- (5) 一団のものの区域の認定にあたっては、同一の街区（道路、水路等の長狭物で囲まれた範囲をいう）または隣接する街区で緑地機能を果たす場合を原則とするが、町田市の緑地保全策や公共施設整備等生産緑地地区として指定することが適当であると市長が認める場合はこの限りではない。
- (6) 用排水その他の状況を勘案して農業の継続が可能な条件を備えていると認められるものであること。
- (7) 30年以上の相当期間にわたって農業経営等の継続が期待できるものであること。

第4 指定する農地等

第3の要件に該当する一団のものの区域で、地域の実情を踏まえ、次のいずれかに該当する農地等について、生産緑地地区に指定するものとする。

- (1) 町田市都市計画マスタープラン、町田市緑の基本計画等の個別計画に位置付けられているもの
- (2) まちづくりを進めていくうえで、公共施設用地等の確保の観点から必要なもの
- (3) 既に指定された生産緑地地区の一体化または整形化を図ることができ、一団の土地となるもの
- (4) 農業経営の安定を図るため役立つ優良農地であるもの
- (5) 新鮮な農産物の地元供給拡充を可能とし、市民の暮らしを豊かにするもの
- (6) 公共施設の候補地としての機能を有するもの

第5 指定しない農地等

市長は、次の各号のいずれかに該当する農地等は、生産緑地地区に指定しないものとする。

- (1) 都市計画により次に掲げる地域又は地区に指定されている区域にあるもの
 - ア 商業地域
 - イ 容積率が300パーセント以上に定められている地域
 - ウ 高度利用地区
- (2) 既に都市計画法第59条の規定による認可又は承認を受けている都市計画施設の区域内にあるもの
- (3) 都市計画法第12条第1項各号に掲げる事業の認可済又は認可予定の区域内の農地で、その面積が当該事業区域の面積のおおむね30パーセントを超え、かつ、集合化されていないもの。
- (4) 現に農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項第5号又は第5条第1項第3号の規定による農地転用の届出がされているもの。ただし、農地転用の権利を行使しないことを市長が確認した場合を除く。
- (5) 法第10条の規定による買取りの申出があり、行為の制限が解除されたもの。ただし、解除後の状況の変化により現に再び農業の用に供されている土地で、将来的にも営農が継続されることが確認できる場合、1農地につき1所有者あた

り1回のみ再指定することができる。

(6) 前各号に掲げるもののほか、計画的市街地の形成を図る上で支障があると認められるもの。

第6 指定の申請

自己が所有し、農業従事する農地等について生産緑地地区の指定を受けようとする者は、町田市生産緑地地区指定申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 町田都市計画生産緑地地区指定同意書(第2号様式)
- (2) 町田都市計画生産緑地地区農地等明細書(第3号様式)
- (3) 町田都市計画生産緑地地区営農概要書(第4号様式)
- (4) 町田都市計画生産緑地地区の指定に関する同意書(第5号様式)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

第7 指定の決定

- 1 市長は、第6に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは町田市都市計画審議会の議を経て、生産緑地地区として指定する。
- 2 市長は、前項の規定による指定をしたときは、町田都市計画生産緑地地区指定決定通知書(第6号様式)により、申請者に通知する。
- 3 市長は、第1項の規定による審査等の結果、生産緑地地区として指定することが適当でないとき認めるときは、町田都市計画生産緑地地区指定申請却下通知書(第7号様式)により、申請者に通知する。

第8 地区の明示

市長は、生産緑地地区として指定したときは、町田市ホームページに掲載することにより、その地区が生産緑地地区である旨を明示するものとする。なお、既設のものを除き新たにその地区内に標識を設置することはしないものとする。

第9 管理の指導

市長は、生産緑地地区の適正な管理について、良好な都市環境の形成に資するよう、町田市農業委員会の協力の下に指導を行うものとする。

第10 届出

- 1 生産緑地地区の指定を受けた者は、次に掲げる場合においては、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。
 - (1) 法第10条の規定による買取りの届出をするとき
 - (2) 生産緑地地区の所有者を変更したとき
 - (3) 生産緑地地区の地積または地番を変更したとき
- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかにその旨を町田市農業委員会に通知するものとする。

第11 補則

この要領に定めるもののほか、生産緑地地区の指定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、2007年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2015年1月1日から施行する。

この要領は、2018年4月1日から施行する。

この要領は、2020年3月1日から施行する。

第1号様式

1	町田都市計画生産緑地地区 指 定 申 請 書	整理番号	—
<p>町 田 市 長 様</p> <p>生産緑地法に基づく都市計画生産緑地地区の指定を受けたいので 下記のとおり申請します。</p>			
1	申 請 年 月 日	年	月 日
2	ふ り が な 申 請 者 氏 名	実印	
3	申 請 者 住 所	〒	電話 ()
4	申 請 農 地 等 面 積	合計	公簿 m ² 実測 m ²
5	申 請 農 地 等 所 在 地	※ 第3号様式 農地等明細書のとおり	
6	営 農 状 況	※ 第4号様式 営農概要書のとおり	
7	そ の 他 の 添 付 書 類	1 登記事項証明書 (土地) ※ 全部事項証明書 2 公図の写し 3 案内図 4 その他	通 通 通
<p>記入上の注意</p> <p>1 上記太枠内の該当するものについて記入してください。</p> <p>2 案内図及び公図の写しに申請区域を赤線で囲み、第3号様式 農地等明細書に合わせて筆ごとに番号をつけてください。</p> <p>3 登記事項証明書は、一筆ごとに添付してください。</p>			

第2号様式

2	町田都市計画生産緑地地区 指 定 同 意 書	整理番号	—		
<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">町 田 市 長 様</p> <p style="margin: 10px 0 0 40px;">第3号様式農地等明細書の農地等について、生産緑地法に基づく 都市計画生産緑地地区の指定を受けることに同意します。</p>					
1	申 請 者 氏 名	実印			
2	申 請 者 住 所	〒			
3	権 利 調 書				
	当該農地等における 権利者の住所	権利者氏名	実印	権利の種類	権利を有する 農地番号
	〒				
	〒				
	〒				
	〒				
	〒				
<p>記入上の注意</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 権利調書欄は、申請者の所有権についても記入してください。 2 印鑑証明書（関係権利者全員のもの）を添付してください。 （権利者数と印鑑証明書の枚数は一致します。） 3 権利の種類欄には、所有権、地上権、賃借権、登記されている 永小作権、先取特権、質権、抵当権等を記入してください。 4 その権利の対象となる農地等の場所を、第3号様式農地等明細書 の農地番号で記入してください。 5 申請者と土地登記簿謄本の所有者が異なる場合は、関係のわかる 戸籍謄本等を添付してください。 					

第3号様式

3	町田都市計画生産緑地地区	申請者 氏名		申請者 住所	〒	整理 番号	—
	農地等明細書						
農地 番号	申請農地等所在地番	面	積	地目	権利者氏名	権利の種類	摘 要 (権利者氏名－権利の種類)
		公簿	m ²				
		実測	m ²				
		公簿	m ²				
		実測	m ²				
		公簿	m ²				
		実測	m ²				
		公簿	m ²				
		実測	m ²				
		公簿	m ²				
		実測	m ²				
合計		公簿	m ²				
		実測	m ²				

※第一種・第二種低層住居専用地域内に所在する、1筆120㎡未満の農地(平成16年6月24日以降に土地の分合筆が行われたもの)を生産緑地に指定する場合、以下の項目について確認したうえで申請することに同意します。

- ① 生産緑地法第8条第2項第2号に該当する施設を建築する場合、単独で建築敷地として設定できない場合があること。
- ② 行為制限解除(農地転用)後も単独で建築敷地として設定できない場合があること。

住所: _____

氏名 _____

実印 _____

- 記入上の注意
- 1 農地番号は、公図の写しのそれぞれの筆ごとにつけた番号を記入してください。
 - 2 権利者が複数名の場合は、摘要欄(権利者氏名－権利の種類)に記入してください。
 - 3 面積は公簿又は実測の該当する方に○印をつけてください。

第4号様式

4	町田都市計画生産緑地地区					申請者 氏名	申請者 住所	〒	整理 番号	—
	営農概要書									
農地 番号	申請農地等の主な作物（名称を記入）					農業用施設の種類 と面積（㎡）	申請農地等における主な農業従事者			
	野菜	果樹	植木・苗木	花き	その他		氏名	年齢	住所	申請者との関係
						㎡				
						㎡				
						㎡				
						㎡				
						㎡				
						㎡				
						㎡				

記入上の注意

- 1 農地番号は、公図の写しのそれぞれの筆ごとにつけた番号を記入してください。
- 2 農業用施設は、ビニールハウス、温室、農機具小屋、集荷小屋、休憩所等があれば、具体的な施設名とその面積を記入してください。
- 3 農業従事者は、申請時点で当該農地の農業に従事している人全員について記入してください。なお、市民農園等の場合は別紙として一覧表を添付しても結構です。

町田都市計画生産緑地地区の指定に関する同意書

町 田 市 長 様

私（私たち）は、生産緑地法第 3 条の規定による生産緑地地区の指定を受けた農地等については、下記の事項について同意いたします。

記

- ・都市計画法第 11 条第 1 項各号に掲げる都市施設（道路、公園等）の都市計画の策定及び事業施行の際は、市に協力すること。
- ・非常災害の場合に市が使用する際は、積極的に協力すること。
- ・生産緑地法第 7 条に基づき同法第 2 条に定める農地等として適正に管理すること。

年 月 日

当該農地等における権利者の住所	権利者氏名	実印
(代表)		

町 第 号
年 月 日

様

町田市長 印

町田都市計画生産緑地地区指定決定通知書

年 月 日付けで申請のありました下記の土地については、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）に基づき、年 月 日町田市告示第号により町田都市計画生産緑地地区に指定したことを通知します。

記

1 土地の所在地番及び面積

町田市 町 丁目 番 m²

2 一団地区番号

番

3 指定に係る遵守事項

- (1) 生産緑地法及び生産緑地法関係諸規定を遵守すること。
- (2) 土地の分筆又は合筆を行う際は、町田市 部 課に連絡の上、協議すること。
- (3) 生産緑地法第 8 条第 2 項に規定する農業を営むために必要となる施設を設置する場合は、町田市 部 課に申請すること。

1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、町田市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、町田市を被告として(訴訟において町田市を代表する者は、町田市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

町 第 号
年 月 日

様

町田市長

印

町田都市計画生産緑地地区指定申請却下通知書

年 月 日付けで申請のありました下記の土地については、町田都市計画生産緑地地区に指定しないことを通知します。

記

1 土地の所在地番及び面積

町田市 町 丁目 番 m²

2 指定しない理由

1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、町田市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、町田市を被告として(訴訟において町田市を代表する者は、町田市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)